

平成27年9月

大鹿村議会9月定例会

大鹿村議会だより

第13号 平成27年10月15日 発行：大鹿村議会 TEL：0265-39-2001

平成二十七年九月大鹿村議会定例会が九月九日から十七日までの九日間の会期で開会されました。今定例会に提案された議案等は、報告三件、付議事件十八件、議員発議二件で、すべて原案どおり可決されました。請願は二件で、いずれも採択されました。

報 告

報告第一号 平成二十六年度決算に基づく健全化比率の報告について

▼全会計黒字で決算されており、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも該当なく、実質公債費比率は六・〇%、将来負担比率も該当なく、健全です。

報告第二号 専決処分事項の報告について

▼物損事故の損害賠償の報告です。

報告第三号 専決処分事項の報告について

議案第一号 大鹿村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二号 大鹿村手数料徴収条例の

一部を改正する条例の制定について
議案第三号 大鹿村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

▼マイナンバー法（番号利用法）施行に伴う改正です。

議案第四号 大鹿村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

▼障害児の福祉医療費について所得要件を撤廃するものです。

議案第五号 平成二十六年度大鹿村一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第六号 平成二十六年度大鹿村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第七号 平成二十六年度大鹿村立

診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第八号 平成二十六年度大鹿村營

議案第十号 平成二十六年度大鹿村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第十一号 平成二十七年度大鹿村一般会計補正予算（第二号）について
議案第十二号 平成二十七年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について
議案第十三号 平成二十七年度大鹿村立診療所特別会計補正予算（第一号）について
議案第十四号 平成二十七年度大鹿村營水道特別会計補正予算（第一号）について
議案第十五号 平成二十七年度大鹿村介護保険特別会計補正予算（第二号）について
議案第十六号 平成二十七年度大鹿村後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）について
▼二十六年度の決算額確定による補正のほか、一般会計では飯田産業センター共同研究講座開発準備負担金（航空機システム技術の研究開発と高度人材育

成を行うもの)、エコパーク等連携事業負担金、除雪委託費、小学校体育館の天井耐震工事など。

議案第十七号 建設工事請負契約の締結について

議案第十八号 建設工事請負契約の締結について

▼西地区に建設する村単住宅と、介護施設の地中熱利用設備設置工事の契約締結です。

請願

一、義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書提出に関する請願書
二、複式学級の編成基準の改善、教員定数増を求める意見書提出に関する請願書
▼いずれも採択され、意見書を提出。

議員発議

発議第一号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

発議第二号 複式学級の編成基準の改善、教員定数増を求める意見書の提出について

○河本明代議員

一般質問



だけでなく、広く村民との丁寧な話し合いの場が必要ではないか。

村長 リニア変電所への送電方法については、言われるとおりの説明がなされている。言われるとおりの理由により中部電力は架空による送電を示した。

その後もフォトモンタージュにより景観への影響について検討を行なながり中部電力は架空による送電を示した。その後もフォトモンタージュにより景

*リニア変電所への送電設備について
質問 六月二日の住民説明会において

中部電力より、豊丘村に新設される変

電所から大西山を越えて高さ六〇メー

トルの鉄塔が村内に一〇～一五基建ち

並び、一五万四〇〇〇ボルトの高圧送

電線が上巣地区に設置される変電所ま

で引かれる計画が、何枚かのフォトモ

ンタージュと共に示された。

説明会の後に開かれた住民懇談会や

アンケートの中でも、多くの村民が地

中化を求めていたが、中部電力はコス

トや発生土、設備寿命、故障時の復旧

に時間がかかることなどを理由に、架

空線がふさわしいという姿勢を崩して

いない。

高圧送電線については電磁波も非常

に気になる。架空線の計画で、多くの

村民の「理解と同意」を得られるとお

考えか。村長ご自身のお考えはいかが

か。中部電力は早急に調査に入りたい

とも言つていたが、それ以前に、直接

関係する地域だけでなく、対策委員会

求められていると思った。



ユネスコエコパークに登録されている宮崎県綾町では約十年ほど前に揚水発電所と変電所を結ぶ五〇万ボルトの高圧送電線のために一六基の鉄塔が建っている。鉄塔が建つても美しい村やエコパークとなつたわけだが、大鹿村の場合はこれから建てる話なので、美しい村やユネスコエコパークにふさわしい景観とはどういうものか、住民の間でも十分な議論を尽くし、慎重であるべきだと思う。そうした住民の中で話

質問 住民有志から出された話し合いの場を求める署名については、JRの説明を聞くだけではなくて、村の中で、行政と住民とが意見交換をする場所が

し合いを持つことについてのお考えをお聞きしたい。

村長 要望書を受け取ったときに、現在この事業についてJR東海、中電とこちらからの要望等を出して話し合っている最中だ、いろいろな状況の変化を見て、必要性を考えて実施することもあると答えていた。今もその考え方変わつてない。ごく直近には、今のところ考えていない。

*おおしか創生総合戦略の策定について

質問 おおしか創生総合戦略策定会議が八月に発足し、全村対象のアンケートも実施された。委員の名簿を見ると、人口増に向けて子供を産み育てることができる若い女性を増やしたい戦略であるはずなのに、肝心の二十九～四十年代の若い女性は入っていない。女性や若い世代を増やすしている工夫は認められるものの、大方は団体の長を中心とした顔ぶれで、同じような会議の進め方をしていたのでは目新しい戦略が出てくるものか心もとない感じは否めない。

全村アンケートで幅広く意見を吸い上げられればよいが、回収状況はどのような感じか。

より多くの村民に関心を持つてもらつて、普段なかなか表に出てきにくい声

なき声を拾い集める工夫がもつと考えられないか。

村長 策定委員の選出については、根拠的にどうしても団体の長などが出でてしまふ。極端な話、若い女性を一本釣りで釣り上げるというのは、後々、理由等つけにくい。一般公募もさせていただいたので、応募していただければありがたかった。

先般これに関する職員による全自治会での懇談会をさせていただいた。こいついうところでも意見を前回よりは吸い上げたいという意図だ。なかなか懇談会には出席しにくいし、発言しにく

いこともあろうかと思つて、記述部分が比較的多めなアンケートも計画させていただいた。

今後は、アンケート、懇談会での発言等を集約する中で、骨子の策定、素案を検討しながら、委員会等があるので、素案を作った段階で全戸にお配りして、今度はパブリックコメントとして全体に意見を求めていく計画になつてている。

総務課長 アンケートの回収状況はまだ正確なところは出でていないが、三割

かをまとめていきたい。

質問 子育て年代の方の率直な声を聞くとすれば、例えばひよこクラブなどの場でフリー・デイスカッションのよう

な形で意見を聞くとか、懇談会のようなら堅苦しい場所ではないところで、こちらから意見を拾い集める工夫をしないといふといふ人ばかりの意見になり

がちだ。策定委員会で次回は分科会に分かれてテーマ別に議論するとも聞い

ているが、普通の会議形式だとどうしても発言者が偏りがちなので、参加者全員が意見を言える形を工夫していただきたい。

村長 声なき声を拾い集めるという非常に難しい話だ。いろいろな提案をいたいた。何らかの方法で検討して、できるだけ多くの方の意見を求めたいと思うので、方法等具体的にご提案いただければと思う。

○北島千良穂議員



*リニア工事で住民の理解と同意を得ることについて

質問 JR東海は去る六月一日の説明

会で多くの質問に対し住民の理解と同意が得られなければ工事には着手しないと約束したが、そのことについてどのように考えていたか。

六月の全員協議会での村長のお話で

は、理解と同意はJRが決めるときJRが言つたそだだが、今どのように考えているか。

JRに今日まで村が要求してきたこ

とが多少はかなつてゐるが、小渋線については村民はオール二車線を望んでいた。村中心部の代替ルートについても小渋の左岸を要望しているが、JRは河川管理者と協議中であると答えを先延ばししている。赤石岳公園線では搬入だけにしても狭隘で危険な地域であるので、住民は安全に通行できる道路にしてほしいと望んでいる。また、

青木谷についてはまだ無回答に等しいが、何とか一緒に答えが出るようにといふことで、青木谷の人たちも安全に通れる道が欲しいと言つてはいる。送電線については地中化でなく架空で押しきるつもりがうかがえる。このようないふことを考えても、何としてもJRは説明不足なのに、新聞によれば、八月三日にはアルプスを貫くトンネル工事会社の公募が始まつた。次に来るのは工事説明会となるのではないか。

JRの説明会は、完全な答えが出て

いないのに次から次へと進めていくつている。これは報告会に過ぎない感じがする。JRは説明会をもつて住民の理解と同意を得たと勘違いしているよう思えてならないが、村長は今どのよう思つているか。

今後の説明会後、住民の理解と同意を得たとJRが判断したら、その後の住民への対応はどうやっていくのか。また、JRへの対応をどうするのかお聞かせいただきたい。

村長 理解と同意ということだが、何らかの判断材料がなければ着工しないというのは、当然そういうことだと考えている。しかしながら、なかなか全員の賛成は不可能ではないかという発言をしていることも事実だ。

六月の全員協議会でというお話だが、大鹿村からの工事業者の公募をする時期についてはJR東海自らの判断でさせていただくということは、JRが対策委員会の中で発言し、八月三日の公募になつたと思つていて。そのことは全協で申し上げたつもりがあるが、工事の着工等で理解と同意はJR東海が決めるということを認めるることはできないと思つていて。

ただ、理解の度合いというのは非常に曖昧かと思う。われわれが今要望していることに関して、JRがどんな対

策を取つてくるか、それを説明してもうことはあると思う。

JRの言い方では説明して理解を得て事業を進めるということをやつているわけだ。今後も説明会はいろいろな形でしてもらい、業者が決まつた段階では工事説明会をしなければ次に進めない。当然開かれると思つていて。

四番目の住民の理解と同意を得たとJRが判断したらという質問だ。JRが判断したという言い切りについては仮定と思っている。JRが着手等の前にきちんと説明をして、何回でも話し合いを続けていき、ある一定のところでのということになるのではないかと思う。JRに対しては、説明を求め対策を求めて続けていきたい。道路のことについてもきちんとした説明会は求めしていく。

質問 住民の意見を集約して、対策委員会を通じ、JRとの交渉を重ねても、何かのらりくらりとうまくかわされて、前進が見られないのは残念に思つていていることに関して、JRがどんな対

策を取つてくるか、それを説明してもうことはできないのか。何か手を打たなかしていく中で、最終的に、では全員が理解したかという判断は非常に困難かと思うが、互いに協議を続けていく中で、一定の判断をどこかでするといふことはあると思う。

JRの言い方では説明して理解を得て事業を進めるということをやつているわけだ。今後も説明会はいろいろな形でしてもらい、業者が決まつた段階では工事説明会をしなければ次に進めない。当然開かれると思つていて。

四番目の住民の理解と同意を得たとJRが判断したという質問だ。JRが判断したという言い切りについては仮定と思っている。JRが着手等の前にきちんと説明をして、何回でも話し合いを続けていき、ある一定のところでのということになるのではないかと思う。JRに対しては、説明を求め対策を求めて続けていきたい。道路のことについてもきちんとした説明会は求めていく。

村長 法律を盾にと言われた。知識がないと言えば、そういうものではないだろうということになるかと思うが、一応、全国新幹線鉄道整備法（全幹法）にのつとつて事業を進めている。それを全く否定するということは果たしてできるのかなという気はしている。知識が乏しい中での発言なので、またしつかり勉強させていただきたい。

JRが判断したときの発言なので、また手を挙げて賛成していることではないと繰り返し申し上げているつもりなので、そのようにご理解いただきたい。

村長 法律のことを言われたが、そのとおりだ。のら猫は飼い猫が飼い主の管理不足とか困った心ある人々の餌やりから増えてきていると思っている。あくまで、のら猫をつくつたのは人間であるという認識をしつかり持たなければいけないと思う。対策とすれば、身勝手な処分はできないということがルールで決められている。やはり法に従つて対策を取つていくしかない。

○齋藤栄子議員



*のら猫の対策について

質問 数か月前より村内の数地区の方々から飼い主のいない猫によるトラブルの声が多く聞かれるようになつた。猫

は動物の愛護及び管理に関する法律によつて愛護動物と定められており、愛護動物を捨てることは禁止されている。しかし、飼い主の身勝手な理由で捨てられている不幸な猫が後を絶たない。一匹の雌猫を不妊手術をしないで養うと、二年後に八〇匹を超えてしまうほどの繁殖力があると書かれていた。不幸な猫を減らし、人と猫のトラブルを少なくするため、大鹿村でも早急に対策を取ることが重要と思うが、村長の考え方伺いたい。

住民税務課長 平成二十一年に動物の愛護及び管理に関する条例が県で施行された。この運用の中で、保健所からのら猫について、動物愛護の観点から、猫は害獣ではなく愛玩動物である。そのため、積極的な捕獲は行わず、悪さをされない工夫をしてほしいという申しおれがされた。例としては猫の苦手

なものを設置等により侵入を防ぐという方法もあるかと思う。仮に保護する場合でも、飼い猫ではないかの確認が必要となる。家の中に入れていくなくて必要となる。家中に入れていくなくても、餌を与えていれば飼い猫として判断され、餌を与えている人が責任を持つて対応することになる。過去には飼い猫が保健所へ持ち込まれて、飼い主とのトラブルが発生した事例もあるそうだ。

その点をご留意していただき、対応だが、希望される方へのら猫を保護するための物を貸し出す。保護したのら猫は、飼い猫ではないという書類を作成していただき、役場で保健所へ送致する。書類の作成については、飼い猫かのら猫かの判断については地元の方しか判断できないので、お願いする。なお、飼い猫については飼い主の対応となる。

質問 住民に対する動物愛護法の説明をしつかりしていただきないと、何もしてくれないとつて苦情がある。殺処分がかわいそうだという声も聞かれるので、不妊・去勢の補助、地域住民で協力して飼い主のいない猫の世話をし、数を減らしていく地域猫活動など、具体的に進める方法もあると思うが、いかがか。

村長 いろいろご提案をいただいた。

しつかり研究はしていきたいが、やはり飼い主がどういう飼い方をしてきたか。また、そのときの気持ちのみで餌を与えてしまうのが一番困ったことだと思っている。今日こういうご質問をしていただきたので、この一般質問をテレビでご覧になっていただければ、いけないのだなというご理解をいただきたと思つてはいる。そんな点で今後担当とも調整を取つていきたい。

*草刈作業について

質問 今年は猛暑のためか雑草が伸びるのが早いようで、八月三十日、美しい村環境美化運動で、全村で草刈作業

が行われたが、大変だったとの声が多く聞かれた。草刈作業は重労働で、どの地区でも作業参加人数が少なくなつてきて、決められた地域の草刈をこなすのに限界を感じている自治会も出て

いる。今後、高齢化による草刈作業時のがや作業後に体の不調を訴える方も増えることが懸念される。今後の草刈作業をどうしていくお考えか。

村長 なかなか困難な時期になつてきた感が否めないが、もともとの道路周辺の草刈は、雑草や木の繁茂による交

通安全対策的に、交通安全協会で六月頃いつも行つてはいる。しかしながら、その後、大変な草の繁茂があるわけで、

年一回では交通安全上不足であるという意見が出始めた頃、環境美化として、また美しい村づくりとして二回目が発議されたと記憶している。

実際、今年の夏も雑草の成長は著しいものがあつた。私自身も走つていてもしたところがある。なので、今回の草刈も非常に大切であると認識している。

治会内なかなかいろいろな協働しての作業等ないわけなので、地区内で協調する中で、共助の精神で続けていただければと考えている。

質問 人の手だけではなかなか刈りにくくなつてるので、定期的に草刈の専門業者を入れる考え方はあるか。

村長 次の方がそういう提案をしているので、そちらでお答えする。

○東村邦子議員



*環境美化運動に関連して

質問 今年の夏の雑草の生え具合と、環境美化運動の長雨に続いての強い雨の中の清掃だった。村長もおつしやつ

たとおり高齢化の影響が色濃く出ているわけだが、当日出られない方々が前もって自分の家の周りの草刈から始めで、できる範囲でやつてはいるという大鹿村の習慣は、都会で育つた私などが見ると本当に頭が下がる習慣だ。ただ、過重負担にならないように、どうにかならないかとずっと考えている。特に急斜面の草刈に関しては、足場の不安定さがあつて、命懸けの作業になる恐れがある。役場でも危険箇所では安全第一でと指導していると思うが、危険な斜面の草刈は業者に依頼するような方向で、部分的にプロの手を借りる時期に入ったのではないかと思うが、村長はどうお考えか。

村長 欠席者は日を変えて自分の持分をとか、非常にうれしい話を聞かせていただいた。そんな気持ちで皆さんを取り組んでいてくれることは非常にうれしく思う。おっしゃるとおり急斜面等は非常に危険だと思う。多分、交通安全協会の方でも環境の方でも危険なところはしないようという話はしていると思う。こういうところが残つたということになれば、また交通安全協会なり環境美化の方なりで相談させていただければと思っている。

質問 それぞれの集落で、どうしてもそこは危険箇所だからということで、

手を加えてほしいということを相談したいと思つてゐる。

草刈に関連して、先日、農業指導員

とJAの機材担当による草刈講座が好評だつたと聞いてゐる。お年寄りの方々に言わせると、若い者のビーバー扱いは危なつかしくて仕方ないという心配がある。確かにけがも多いように聞いている。こういつた基本的な機材の扱いの方の講座は本当にありがたいことだし、ぜひ続けていつてもらいたい。また、女性向けの草刈機の扱い、本当に初步の安全な講座もぜひ考えていただきたい。

村長 先般行われた講座については、産業建設課関係の営農支援センターの方で広報し行なわれた。その草刈の講座については、ずっと今までやつてきたベテランの方も、それを聞いて、ああそうだつたのかと、目からウロコ的な発言もあつたと担当から聞いている。今年はこれから後、農機具全般について整備の講習を行いたいと計画しているようだ。草刈については来年度もやりたいと言つてゐるので、ぜひ積極的に進めるよう担当の方に指導しておきたい。

* ふるさと納税の新媒体活用の経過に

について

六月定例会の際、小澤議員より

ふるさと納税の経過状況についての質

問があつた。その際、募集方法にイン

ターネットの媒体活用があるとの説明

を伺つたが、三ヶ月近く経過したが、ネット媒体の進展状況はどうかを伺いたい。また、ネット媒体利用の年齢層など、まだ三ヶ月で早急だが、分析が

出していたら、その辺の状況も伺いたい。

村長 先日担当者から状況の報告があつた。以前に比べると効果が非常に大き

いという報告があつた。具体的な数字等については聞いていないので、総務

課長から申し上げる。

総務課長 今までどおりのふるさと納

税の申込書と納付書のやり取りで行う

方式もまだ続いているが、その方式だ

と四月から八月までの五ヶ月で二〇〇件、

三四万円の寄付があつた。七月三十一

日から楽天市場を利用したインターネット決済方式を活用している。七月三十

一日から八月三十一日までの約一ヶ月

で、インターネットを利用した寄付の

申し込みが一五六件、金額にして一六

九万円の寄付となつてゐる。実質村に

納入されるのはここから一三%の手数

料を差し引いた金額となるが、インターネッ

ト決済ではかなり多数の寄付

の申し出となつてゐる。合計で申込書の方式と合わせて、現在一七六件、二〇三万円の寄付となつてゐる。

質問にある納税者の年齢等についての質

問があつた。今までの納付書等のやり取りで

は、現在どのような年齢の方が

ト決済でも年齢については記載事項が

ないでの、現在どのような年齢の方が

申し込んでおられるかについては把握

していない。

質問 年齢の記載事項がないといふこ

とだが、やはり媒体によつての反応の

分析は、今後の戦略にも大きく影響し

てくるので、ぜひ項目として加えてい

ただいたらどうかと思う。委託料が一

三%で、情報の更新も順次していつて

くれるシステムは、大変効率のよい媒

体と言えると思う。観光客などの新た

な顧客層の掘り起こしや移住希望者、

それから村出身の方々にも目に触れる

機会が多いわけだ。村の元気を発信し

て、今後も新しい媒体でチャレンジし

ていくことをぜひ希望したい。

また、ふるさと納税の返礼品に関し

て選択とかいろいろあると思うが、担

当部署だけで背負うのではなくて、例

えばブランド協議会と連携して、魅力

ある大鹿の物産、新たな観光、それと暮らしの魅力を商品化していく、新しく商品化していくことは大事だと思う。

村長 いろいろなご提案をいただいた。ブランド協議会と連携してということだが、これは現在、返礼品については村の中の产品を使つてゐるので、ご理解いただいたい。ソフト関係についてもできる限り検討して、取り組めるものについては取り組んでいきたい。

質問 ふるさと納税や観光の誘致ばかりではなく、新しい農産物の開発とか、独自性のある加工品の開発というのは、

今、大鹿村はリニア工事が十数年始まるという難しい局面に立たされている

が、十年後、二十年後の未来につなげ

る歩みであるので、歩みを止めることなく、村民の知恵と力を結集して、工

事期間中どう生活していくか、工事後

どうつなげて切り開いていくか、新たな視点で乗り越えていきたいものだと

思つてゐる。歩みを進めて、前へ踏み出す、この方向性をぜひかじ取りをよろしくお願ひしたい。

村長 おつしやるとおりだと思う。今、懇談会、アンケート等で地方創生の計

画、五年間ということで、当然これは

リニアの工事に絡んでくる時期になる。

また、来年は第四次総合振興計画の後

期を考えていかなければならぬ。五年後にはまたその次の計画があるので、いろいろなところでご意見を伺うことがあると思う。そのようなことを参考に取り組みながら、努力していく必要を感じている。

○秋山光夫議員



六市町村というのは現在の上田から飯田市までの長野県内の六市町村だ。以前はもつと町村数も多く、また路線も違っていた。

整備促進期成同盟会については、総会は年一回だが、内容検討のために幹事会という下部組織の会議を二回、それから長野県建設部、関東地方整備局、国土交通省、財務省及び地元出身国会議員への要望活動については、現在は一年に一回ずつ実施している。

それから、三十数年、要望活動を続けてきたことについて村民が知らなかつたということだ。広報すべきだったかと思うが、一般的に言う行政の事務の中なので、それぞれ広報していくところまでは考えられないのかなと思つてゐる。

南海トラフの大地震も近く起きるとされているが、村民の安心と豊かな暮らしのため、腹をくくつて頑張つていかなければならないと思う。先を見据えた村長のお答えをお願いする。

○六市町村による国道一五二号線の改良整備要望活動について

質問 六月定例議会において一五二号線の通年通行ができるように、トンネル開通と道路整備について質問した。村長は、六市町村協力のもと、国道一二号線整備促進期成同盟会として三十年間要望活動を行つてきたと言われたが、その辺を多数の人に聞いたところ、三十年間そういう活動をしてきた事実を知らないと言う。貴重な時間、貴重な税金を使い、貴重な活動が行われている事実を村民の皆さんと共にすべきだと考えるが、村長のお答えをお願いしたい。

○各地域の温度差を考え大鹿が中心の働き掛けについて

質問 国道一五二号線の大鹿村内の現状を考えると、六市町村で活動していし、必要な点と考えている。現在、体制等、基本的な部分についてたたき台を作つてるので、遠くない時期に議会の皆様にも相談させていただくよう準備している。

質問 村長の積極的なお答えをいただき安心した。三十数年間、一生懸命要望活動をやつてきたけれども、あまり

議会報告会を開催します！

11月16日（月）午後7時～ 鹿塩地区館
11月17日（火）午後2時～ 交流センター

改選後初めての議会報告会&懇談会を開催します。
多くの皆様のご参加をお待ちしています。
どちらでもご都合のよい会場にお出かけください。

にも変化がない。いくらかも先の見えるようない変化があれば村民も納得するのだと思う。そのような方向で、われわれ議会も頑張っていきたい。
○ 村長 全体的に大鹿村がどの道路を一番重要視すべきかという今までの経過の中で、国道一五二号が今後浮き上がりてくるところが私の取り組みをそろえるのではなく、大鹿村が積極的に働き掛けるということだ。

○ 村長 全体的に大鹿村がどの道路を一番重要視すべきかという今までの経過の中で、国道一五二号が今後浮き上がりてくるところが私の取り組みなので、そのようにご理解いただきたい。

リニア環境対策 国へ要望活動 村長、副村長と村議会



国土交通省鉄道局・江口秀二施設課長に
村長が提言書を手渡しました。

R東海に対して強く指導・監督していただくよう、要望、提言活動をしてまいりました。

参議院において安保法案決議が大詰めを迎え、非常に慌ただしい状況の中での要望活動でしたが、国交省鉄道局においては、藤田耕三鉄道局長、江口秀二施設課長ほか局のトップの方々にご対応いただきました。

提言の中ではJR東海との協議が思うように進展しておらず、行政・議

リニア中央新幹線事業が大鹿村の自然生活環境へ及ぼす影響を最大限に低減するために、現在リニア対策委員会を通じて事業主体であるJR東海や県と協議を続けていますが、水環境の保全、廃土運搬車両の通行時の負荷低減、送電線・鉄塔の地中化等、村が提案している条件に対し、未だに納得できるような回答が得られていないのが現状です。

村議会としてもこの状況を一刻も早く打破することを目指し、九月定例会終了後の九月十八日、村議会議員全員、村長、副村長、産業建設課長とともに、国土交通省鉄道局、および地元選出国議員に対し先述の事項について、J



宮下一郎財務副大臣への要望活動

地元選出代議士や、各党の地元担当代議士に対しては、リニア対策と合わせ国道152号の峠区間のトンネル化による早期改良も要望してまいりました。

国道152号については周辺市町村とも協調して広域的な道路網改良計画の中にしっかりと位置付けてもらい、事業化を図っていくという手順を踏まなければなりません。一朝一夕にできることではないのが現実ですが、今後も議会として早期実現を果たせるよう強く働きかけてまいります。

中川村議会リニア対策協議会 委員とも情報交換

九月二十八日、中川村議会のリニア中央新幹線対策協議会委員六名と大鹿村議会のリニア対策委員、正副議長の四名で、リニア対策の現状、それぞれの取り組み状況について情報交換しました。

県道松川インター大鹿線、小渋ダム下の改良拡幅、南アルプストンネルから出る掘削土の置き場問題、水質・土質・大気等の環境影響に対するモニタリング調査のチエック体制の強化などについて、両村で歩調を合わせ協議・要望等行つていくこと、また今後もこまめに情報交換を行つていくことで合意しました。

村の補助制度の活用について

大鹿村では、住宅の改修、空き家の片付けや撤去、屋根の塗り替え、鳥獣害対策防護柵の設置など、

種々の補助制度を設けており、村民の皆様の生活をサポートしていますが、補助制度を活用するためには、工事方法や業者の選び方など、いくつかの定められた要件を満たしていなければなりませんし、役場に事前に申請しておく必要があります。

要件を満たしていない状態で工事を始めてしまい、後で補助金をもらえないか問い合わせてくる例がたびたび見られます。後からではどうにもならないということになってしまいます。

事前にお問い合わせいただければ、要件に見合うやり方をご指導できますので、必ず役場の担当者、あるいは身近な村会議員にまずはおたずねください。

また、村の広報紙にはこうした補助制度の説明など大事なことが書かれていますので、必ず目を通してお願いいたします。